

**地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費**

（歳 入） ・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 700,082 千円

（歳 出） ・ 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 8,114,470 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県支出金	市 債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	障害者福祉事業	1,857,209	1,341,969	0	0	83,466	431,774
	高齢者福祉事業	217,317	302	0	9,013	33,695	174,307
	児童福祉事業	2,376,480	1,334,438	14,300	67,175	155,606	804,961
	母子福祉事業	97	0	0	0	16	81
	生活保護事業	577,118	427,271	0	1,559	24,022	124,266
	小 計	5,028,221	3,103,980	14,300	77,747	296,805	1,535,389
社会保険	国民健康保険事業	769,789	328,324	0	32,849	66,194	342,422
	後期高齢者医療事業	997,037	148,396	0	22,296	133,863	692,482
	介護保険事業	1,020,412	39,199	0	0	158,951	822,262
	小 計	2,787,238	515,919	0	55,145	359,008	1,857,166
保健衛生	医療福祉事業	110,117	6,168	0	125	16,819	87,005
	疾病予防対策事業	113,724	0	0	8,361	17,068	88,295
	健康増進対策事業	75,170	1,960	0	9,120	10,382	53,708
	小 計	299,011	8,128	0	17,606	44,269	229,008
合 計		8,114,470	3,628,027	14,300	150,498	700,082	3,621,563

※「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」が、平成26年4月1日に施行されたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

入湯税・都市計画税が充てられる経費

1. 入湯税

(歳入)	・入湯税	16,800千円
(歳出)	・環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等に要する経費	255,212千円

【入湯税が充てられる事業】 (単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	市債	その他	入湯税	その他
環境衛生施設整備事業	163,300				15,681	147,619
消防施設整備事業	61,756		57,100		447	4,209
観光振興事業	30,156		15,400	7,760	672	6,324
合計	255,212		72,500	7,760	16,800	158,152

※鉱泉浴場に入浴する入湯客に課税する入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるものとされています。
※入湯税は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。

2. 都市計画税

(歳入)	・都市計画税	179,462千円
(歳出)	・都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費	212,973千円

【都市計画税が充てられる事業】 (単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	市債	その他	都市計画税	その他
街路事業	9,900	1,516			7,115	1,269
公園整備	12,200				10,354	1,846
土地区画整理事業	21,908				18,593	3,315
下水道事業	115,106				97,690	17,416
地方債償還	53,859				45,710	8,149
合計	212,973	1,516			179,462	31,995

※用途地域内の土地や家屋に課税される都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるものとされています。
※都市計画税は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。